



平成 26 年 1 月 10 日

各 位

会 社 名 岡野バルブ製造株式会社
代表者名 代表取締役社長 岡野正紀
(コード番号 6492 東証第2部、福岡)
問合せ先 取締役総務部長 岡野武治
(TEL 093-372-9214)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 1 月 10 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、改定箇所は下線で示しております。

記

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は経営理念に則った行動規範を制定し、取締役はその精神を全従業員に継続的に伝達することにより、法令、定款および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。

会社の業務執行が適正に行われるため、取締役は実効性のある内部統制システムの構築と法令遵守の体制の確立に努める。

コンプライアンス体制の整備・強化のため、取締役総務部長を委員長とし、各取締役および各部長から構成されるコンプライアンス委員会を設置し、法令遵守と健全な企業活動の推進を図る。また、法令遵守上疑義のある行為等については、コンプライアンス相談窓口を通じて従業員からも情報を入手できる体制を整備し、事実調査を行うとともに再発防止への対応を図る。

監査役は、内部統制システムおよびコンプライアンス体制の有効性と機能を監査し、必要に応じて取締役に対し改善を助言または勧告する。

(2) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備・運用および評価の基本方針を定め、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制を構築する。

また、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行う。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、社内規程の定めるところにより、文書または電磁的媒体に記録し、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。

取締役および監査役は、それらの情報を常時閲覧できるものとする。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

社長直轄の内部監査室は、各部門におけるリスク管理状況等について定期的かつ公正不偏に監

査を実施し、問題点の把握、防止および改善を行い、監査結果およびフォロー状況を社長に報告する。

また、大規模な災害等が発生した場合には、本社に災害対策本部を設置し、迅速かつ組織的な対応と的確な情報伝達を行い、損害を最小限に抑える体制を整備する。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行については、取締役会規程に定められている決議事項について取締役会に付議することを遵守し、原則として取締役会の1週間前に議題に関する十分な資料が全取締役および全監査役に配布される体制をとる。

取締役会は原則月1回定期的に開催するほか、必要に応じて随時開催する。

(6) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の子会社は1社であるが、当社および子会社の管理部門間において業務を適性に遂行する上で必要な情報交換を適宜行い、円滑なグループ経営を促進する。

また、子会社の取締役のうち数名および監査役は当社従業員が兼務しており、子会社が当社の経営方針に沿って適正に運営されていることを確認する。

監査役および内部監査室は、定期的または臨時に子会社のコンプライアンス活動やリスク管理を含む当社グループ管理体制を監査し、取締役会等に報告する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助する専任のスタッフは置いていないが、必要に応じて監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、その人事については取締役と監査役が意見交換を行う。

なお、当該従業員の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重したうえで行うものとし、当該従業員の取締役からの独立性を確保するものとする。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役および従業員は当社グループの業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告するものとし、職務執行に関する法令ならびに定款違反、または当社グループに損害を及ぼす事実を知った場合は報告するものとする。

なお、監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役および従業員に対し報告を求めることができる。

また、監査役は会計監査人、内部監査室、子会社監査役と情報交換に努め、連携して当社グループの監査の実効性を確保するものとする。

以上